

## 岡山大学病院抗菌薬適正使用支援チーム（AST）要項

制定 令和5年11月27日

### （趣旨）

第1条 この要項は、岡山大学感染制御部内規第11条第2項の規定に基づき、抗菌薬適正使用支援チーム（Antimicrobial Stewardship Team、以下「AST」という。）について必要な事項を定める。

### （目的）

第2条 ASTは、感染症治療の最適化支援を行い、抗菌薬適正使用に関連する日常業務を実践することを目的とする。

### （組織）

第3条 ASTは、次の各号に掲げる者をもって組織し、感染制御部長が命ずる

- 一 感染症の診療について3年以上の経験を有する専任の常勤医師 1名以上
- 二 薬剤部長から推薦された、3年以上の病院勤務経験を持つ感染症治療に関わる専任の薬剤師 1名以上
- 三 看護部長から推薦された、5年以上感染管理に従事した経験を有し、感染管理に係る適切な研修を修了した専任の看護師 1名以上
- 四 医療技術部長から推薦された、3年以上の病院勤務経験を持つ微生物検査に関わる専任の臨床検査技師 1名以上
- 五 その他感染制御部長が必要と認める者

### （業務）

第4条 ASTの構成員は、以下の業務について、職域及び専門性に応じた役割を担う。

- 一 感染症治療の早期モニタリングと主治医へのフィードバック
- 二 微生物検査・臨床検査の利用の適正化
- 三 抗菌薬適正使用に係る評価
- 四 抗菌薬適正使用の教育・啓発
- 五 院内で使用可能な抗菌薬の見直し（院内採用薬剤の調整）
- 六 他の医療機関からの抗菌薬適正使用の推進に関する相談対応

### （その他）

第5条 この要項に定めるもののほか、ASTに関する必要な事項は、ASTが別に定めることができる。

### 附 則

この要項は、令和5年12月1日から施行する。